

立川市発注工事における 技術者等の配置マニュアル



© tachikawa city

令和3年4月

立川市

＜本マニュアルでの用語の定義＞

技術者等

現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例管理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者、立川市発注工事における配置技術者

監理技術者制度運用マニュアル

国土交通省制定

建設業法

建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）

本マニュアルは、建設工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人、主任技術者、監理技術者等の適正な配置についてまとめました。また、施設や設備の修繕の契約についても、本マニュアルの「工事」と同様の扱いとします。

技術者等の配置の際には、ご注意ください。

また、本マニュアルについてご不明な点等がありましたら、立川市財務部契約課工事契約係宛てお問い合わせください。

電話 042-523-2111 内線 2715・2716

目次

I 工事現場に配置すべき技術者等

1	現場代理人	P. 2
2	工事現場に配置すべき技術者	P. 5
3	工事現場ごとに専任すべき技術者	P. 7
4	技術者等の配置期間	P. 9
5	技術者等の資格要件等の確認方法	P. 9
6	技術者等の変更	P. 12

II 工事系リース契約に関する技術者等

1	工事系リース契約とは	P. 14
2	配置すべき技術者等	P. 14
3	技術者等の配置期間	P. 14

III 建設業法で必要とする技術者等

1	経營業務の管理責任者	P. 16
2	営業所の専任技術者	P. 16

IV 資料編

資料1	技術者等の兼任早見表	P. 18
資料2	建設業法における技術者制度	P. 19
資料3	主任技術者等の要件	P. 20
資料4	技術者の資格(指定学科)	P. 21
資料5	主任技術者等となりうる複数業種に係る実務経験	P. 22
資料6	主任技術者等となりうる国家資格等一覧	P. 23
資料7	様式集	P. 26

Q&A集	P. 33
------	-------

I 工事現場に配置すべき技術者等

1 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第2条関係＞

現場代理人は、工事を施工する際に受注者の代理として工事現場の運営、取締りを行います。

(1) 現場代理人の通知

受注者は、現場代理人を選任し、現場代理人及び主任技術者等通知書（第1号様式）に経歴書（第5号様式）を添付して、各2部、財務部契約課へ提出してください。

(2) 現場代理人の常駐

建設業法では、請負契約の履行に関し、受注者が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方へ通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。

立川市では、工事請負約款第10条第2項において、工事現場への常駐を求めています。

工事請負約款第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約代金の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(3) 現場代理人の兼任の特例

現場代理人は、上記のことから工事現場に常駐することが原則ですが、立川市が発注する※工事で、①に掲げるアからエの要件すべてを満たす場合は、現場代理人の兼任を特例として認めます。

なお、この場合、当該現場代理人が工事請負約款第10条第5項により、兼任する各工事の主任技術者等を兼任することができます。ただし、専任を要する監理技術者との兼任は、P. 7「3 工事現場ごとに専任すべき技術者」の(2)その他特別な場合③の条件を満たす場合に限りです。

※市が起因して、他事業者が発注する工事又は市が権利を有する施設等の関係事業者が発注する工事は、市が発注する工事と見なします。（例 PFI事業、公共交通機関関連工事など）

①兼任のための要件

ア 発注済の工事に続き、同一場所で特命随意契約により契約され、各々関連があると認められる工事それぞれに現場代理人として従事する場合。

イ 常時、連絡を取れる体制にあり、かつ、適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないと認められる場合。

ウ 兼任させようとする現場代理人が、市、国及び他地方公共団体を除く発注機関が発注する工事の現場代理人でないこと。

エ 兼任させようとする現場代理人が、市、国及び他地方公共団体が発注する工事で、他の工事現場の現場代理人でないこと。

(例 東京都発注の道路工事と同じ現場で、立川市発注の下水道工事がある場合は、兼任が認められます。)

②兼任の承諾申請

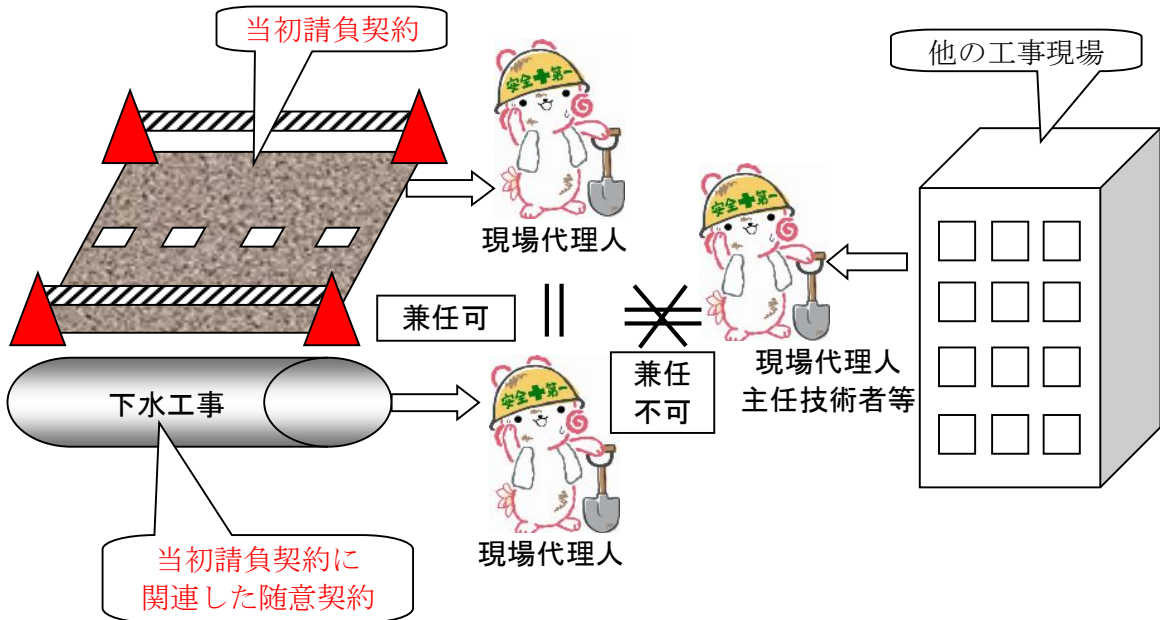
現場代理人を兼任するときは、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、配置技術者等の兼任承諾申請書(第3号様式)を2部、契約締結前に財務部契約課へ提出してください。

③不備等の措置

兼任することにより、事故の発生等現場体制及び契約の履行に不備が生じたときは、工事請負約款第11条第1項の規定により措置請求を行うことがあります。受注者が必要な措置をとらない場合は、兼任を認めないこととします。この場合は、新たに現場代理人の配置をしてください。

なお、虚偽等が明らかになった場合などは、工事成績評定へ反映を行い、入札参加停止措置や契約解除等措置を講じることがありますのでご注意ください。

<現場代理人の兼任の特例の例>



工事請負約款第11条第1項

発注者は、現場代理人がその職務(工事請負約款第10条第5項の規定により主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

常駐とは・・・

当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

(4) 現場代理人が現場を離れる場合

現場代理人が、施工打合せなどの短時間を除き、工場検査などで現場を離れる場合は、適正な施工を確保した上で、同等以上の現場代理人の代理をたて、常時連絡が可能な体制をとれることなどの措置を講じ、工事担当課と事前に協議を行い、承諾を受ける必要があります。

(5) 現場代理人の兼任の特例の試行

＜立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準＞

現場代理人の兼任については、P. 2の「現場代理人の兼任の特例」の要件を満たす場合に認めているところですが、当面の間、①に掲げるアからカの要件すべてを満たす場合においても、合計2件までの工事の兼任の特例を試行で認めることとします。

なお、この場合、当該現場代理人が工事請負約款第10条第4項により、兼任する各工事の主任技術者等を兼任することができます。ただし、専任を要する主任技術者等との兼任は、P. 7「3 工事現場ごとに専任すべき技術者」の特別な場合②又は③の条件を満たす場合に限ります。

①兼任のための要件

ア いずれの工事においても立川市発注で、立川市内の施工であること。

イ 兼任する工事の当初契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の合計額が3,500万円未満であること。

ウ 受注者は、現場代理人が不在となる工事現場との連絡体制を確保するために、あらかじめ連絡員※を選定し、現場代理人が不在となる工事現場に配置すること。

※連絡員は、受注者又は一次下請負業者と雇用関係のある者の中から選定できますが、ガードマンや二次以降の下請負業者から選定することはできません。

エ 市と常に携帯電話等で連絡が取れ、市が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応をとること。

オ 現場代理人により工事現場における適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないと認められること。ただし、現場代理人は、いずれかの現場には駐在し、1日1回以上はいずれの工事現場に駐在し、現場管理にあたること（常駐を要しない期間を除く）。

カ 仕様書等に現場代理人の兼任を認める旨の記載があること。

②兼任の承諾申請

現場代理人を兼任するときは、一般競争入札にあっては、事後審査時（開札後の落札予定者に対する資格審査）に、現場代理人の兼任承諾申請書（立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第2号様式）をFAXにて財務部契約課へ提出してください。市の承諾後、現場代理人の兼任承諾申請書（同上様式）を2部、書面にて財務部契約課へ提出してください。

特命随意契約にあっては、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、現場代理人の兼任承諾申請書（同上様式）を2部、契約締結前に書面にて財務部契約課へ提出してください。

連絡員については、作業開始前に連絡員選定届出書（立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第1号様式）を2部（工事担当課が複数の場合は3部）、財務部契約課へ提出してください。

③不備等の措置

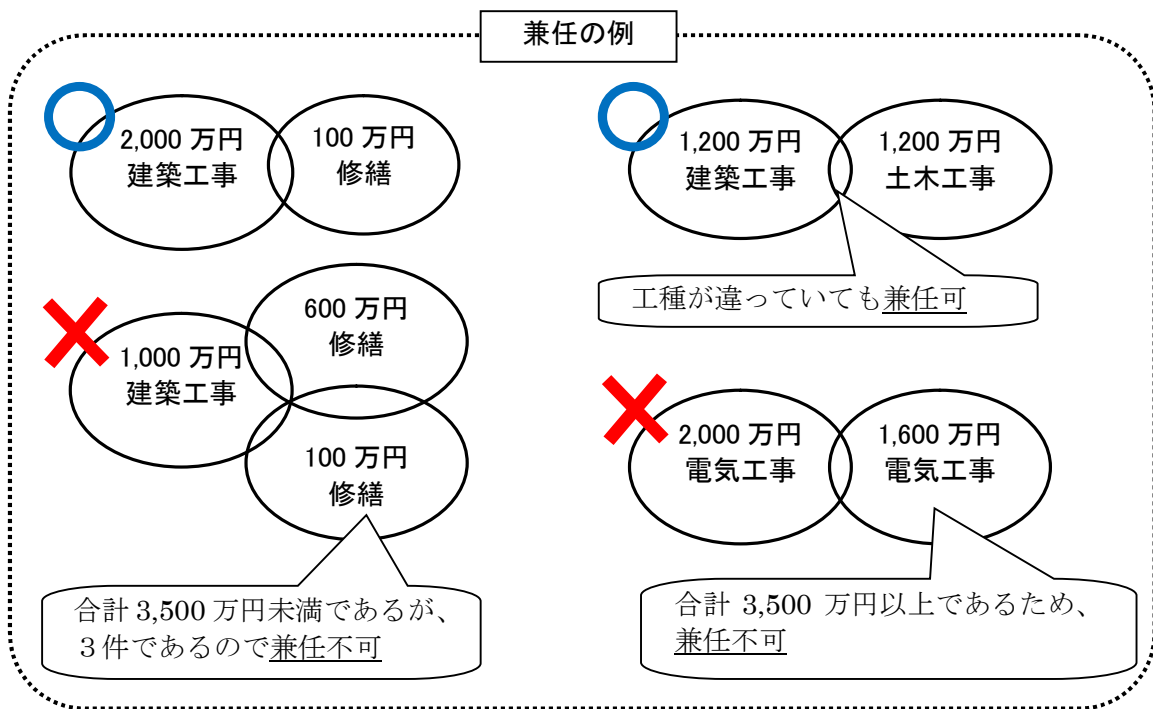
兼任することにより、事故の発生等現場体制及び契約の履行に不備が生じたときは、工事請負約款第11条第1項の規定に基づき措置請求を行うことがあります。受

注者が必要な措置をとらない場合は、兼任を認めないこととします。この場合は、新たに現場代理人の配置をしてください。

なお、虚偽等が明らかになった場合などは、工事成績評定へ反映を行い、入札参加停止措置や契約解除等措置を講じることがありますのでご注意ください。

④仕様書等で現場代理人の兼任を認めない場合の例

- 居ながら施工などで仮設として堅固な仮囲いなど、特に作業場所を確保する必要がある場合
- 法令等により、作業現場に作業主任者を選任する必要がある場合
- 夜間作業の必要がある場合
- 施設管理者と綿密な工程調整が必要である場合
- 別契約の工事等と作業場所が重なるなどで綿密な工程調整が必要である場合
- 施設利用者や近隣住民に対し特段の配慮が必要な場合
- その他、特別な理由があり、工事担当課が兼任を認めない場合



2 工事現場に配置すべき技術者

<立川市建設工事における技術者等配置基準第4条関係>

建設工事の適正な施工のため、工事現場に一定の資格を有する技術者を置かなければなりません。

(1) 主任技術者等の通知

受注者は、主任技術者等を選任し、現場代理人及び主任技術者等通知書（第1号様式）に経歴書（第5号様式）を添付して、各2部、財務部契約課へ提出してください。

なお、主任技術者等と現場代理人が同一の場合は、経歴書を兼ねてください。

また、受注者は、専門技術者を定めた場合、専門技術者（変更）通知書（第4号様式）を提出してください。

式)に経歴書(第5号様式)を添付して、各2部、財務部契約課へ提出してください。

(2) 主任技術者(建設業法第26条第1項)

建設業法において、建設業の許可を受けた者が建設工事を施工する場合は、元請、下請、契約金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する主任技術者を配置しなければなりません。資格要件については、資料2から6(P.19~25)を参照してください。

ただし、特定専門工事の元請の主任技術者が、下請の行うべき職務を行うこととした場合、当該下請は主任技術者の配置を要しません。特定専門工事とは、下請契約の請負代金が3,500万円未満の鉄筋工事と型枠工事で、発注者の書面による承諾、元請・下請間の書面による合意、再下請の禁止、特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上の指導監督的経験を有する主任技術者の専任配置などの要件を満たす必要があります。【専門工事一括管理施工制度(建設業法26条の3第1項)】

主任技術者は、建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

(3) 監理技術者(建設業法第26条第2項、建設業法施行令第2条)

発注者から直接受注した建設工事を施工するために締結した下請負契約の契約代金の額の合計(以下「下請総額」という。)が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)を配置しなければなりません。資格要件については、資料2から6(P.19~25)を参照してください。

監理技術者等は、主任技術者の職務に加え、下請負業者の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすことが求められます。

(4) 主任技術者から監理技術者等への変更

当初は、主任技術者を配置した工事で、工事の内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者等を配置しなければなりません。資格要件については、資料2から6(P.19~25)を参照してください。

工事受注段階において、下請負契約の予定総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となるか流動的な場合は、工事途中で技術者の変更が生じないよう、監理技術者等の資格を有する者を当初から配置してください。

(5) 専門技術者(建設業法第26条の2)

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者(専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者等とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者等がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の専門工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

他の専門工事が政令で定める軽微な工事（請負代金相当額の総額が500万円未満）に該当する場合は、除きます。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第4条関係＞

公共性のある工作物に関する契約金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に配置される主任技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、以下の場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。区分については、資料2（P.19）を参照してください。

（1）特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、以下の要件を満たす必要があります。

ア 当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること。

イ 同一の特例監理技術者が兼務できる工事現場の数は2。

ウ いずれの工事も市の指定した地域内であること。

エ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

オ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

カ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（2）その他特別な場合

①監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省制定）で専任を要しない期間とされている期間に、常駐又は専任を要しない他の工事現場へ配置する場合。

②同一あるいは別々の発注者が、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。ただし、この規定は、専任の監理技術者等（特例監理技術者を除く）については適用されません。

なお、上記については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付国土建第272号）の通知を受け、当面の間、次のように取扱います。

・密接な関連のある工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事とし、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請負業者で施工する場合等で相互に工程調整を要する工事も含まれます。

・近接した場所とは、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所とします。

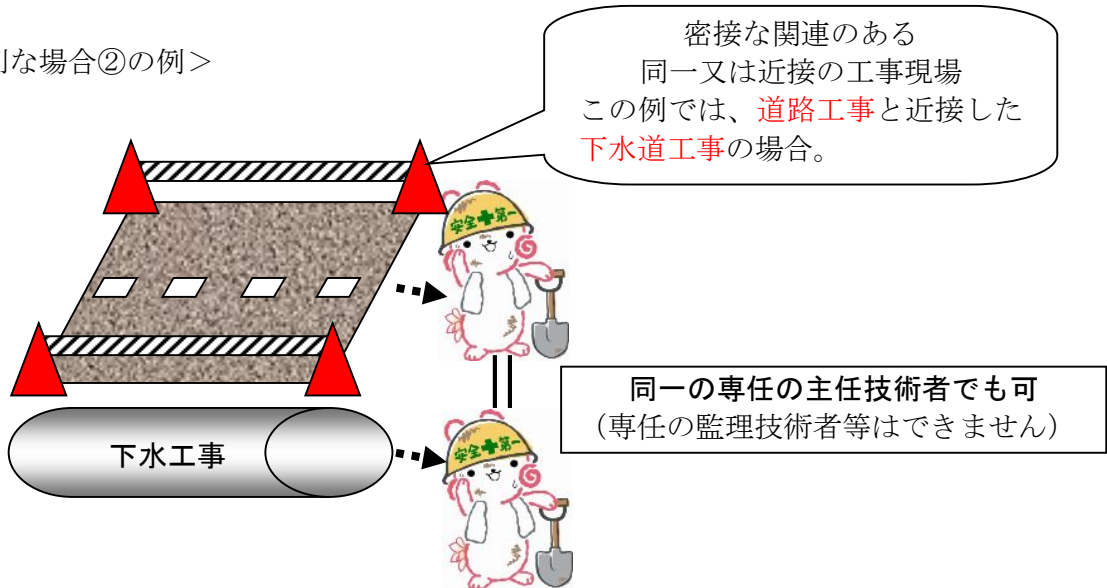
③同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、同一の主任技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

④P.9「4 技術者等の配置期間」で専任を要しない期間とされている期間に、常駐又は専任を要しない他の工事現場へ配置する場合。

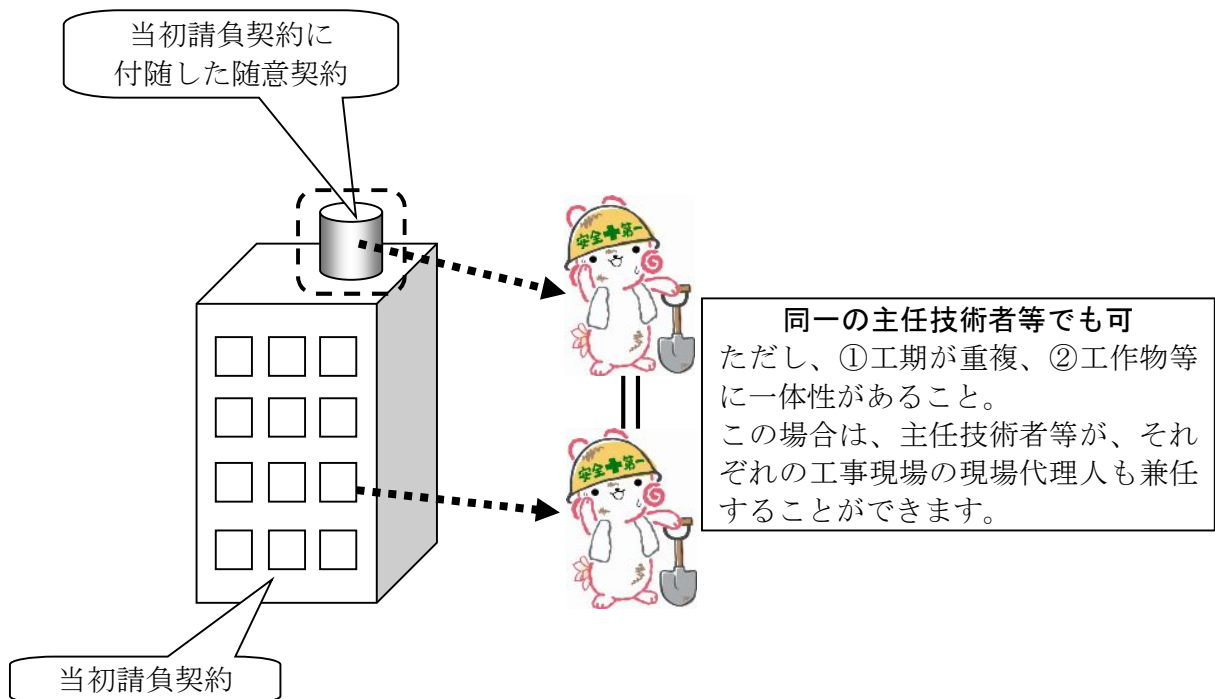
上記②及び③の場合において、主任技術者等を兼任するときは、一般競争入札にあっては、事後審査時（開札後の落札予定者に対する資格審査）に、配置技術者等の兼任承諾申請書（第3号様式）をFAXにて財務部契約課へ提出してください。市の承諾後、配置技術者等の兼任承諾申請書（第3号様式）を2部、書面にて財務部契約課へ提出してください。

特命随意契約にあっては、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、配置技術者等の兼任承諾申請書（第3号様式）を2部、契約締結前に書面にて財務部契約課へ提出してください。

<特別な場合②の例>



<特別な場合③の例>



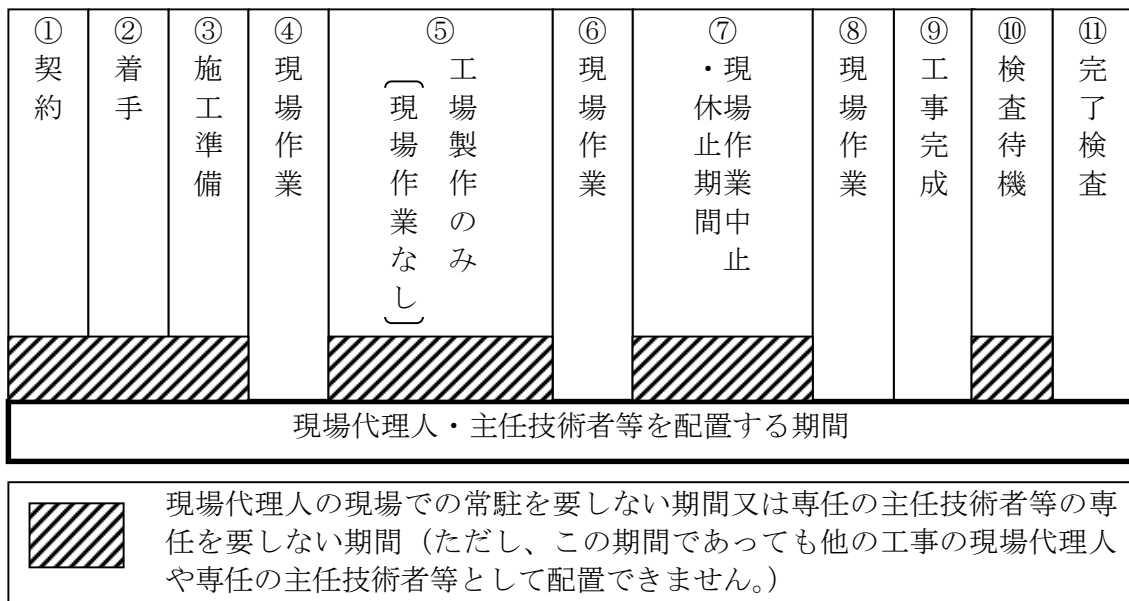
専任とは・・・

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることといいます。必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではなく、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えありません。

4 技術者等の配置期間

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第2、4条関係＞

現場代理人及び主任技術者等の配置期間は、契約日から完了検査日までとし、完了検査日の翌日から配置を解くこととします。ただし、完了検査に合格しない場合は、工事請負約款第30条第7項による再検査日までとします。



- ③施工準備期間：現場作業を伴わない、施工計画、材料手配などの期間
- ④⑥⑧現場作業期間：現場調査、測量、資材搬入、仮設工事を含め現場作業を伴う期間
- ⑤工場製作期間：現場作業を伴わない、工場製作のみが行われている期間
- ⑦現場作業休止期間：工事請負約款第19条による工事中止期間又は工事現場にて作業が行われていない期間

5 技術者等の資格要件等の確認方法

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第9条関係＞

- (1) 落札予定者決定後の事後審査

一般競争入札の場合、開札後、落札予定者は、配置予定の技術者等について、経歴書（第5号様式）、必要な資格者証の写し及び雇用が確認できる書類を財務部契約課へ2日以内に提出してください。

財務部契約課では、配置予定の技術者等の資格要件等を審査及びその他の要件を満たしていることを確認し、落札者として決定します。

なお、事後審査を受けた技術者等については、原則、変更ができませんので、配置可能な技術者等としてください。

また、特命随意契約又は指名競争入札の場合は、別途、財務部契約課から連絡します。

（2）経歴書の確認

①現場代理人については、氏名、生年月日及び入社年月を確認します。

②主任技術者等については、氏名、生年月日及び入社年月に加え、必要な学歴、職歴及び資格を確認します。

（3）雇用の確認方法

①直接的かつ恒常的な雇用の考え方

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は、認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、「恒常的な雇用関係」として、入札の基準となる日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の基準となる日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札 ⇒ 告示日

指名競争入札 ⇒ 入札の執行日

随意契約 ⇒ 見積書の提出日

直接的な雇用関係とは・・・

技術者等とその所属業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在することをいいます。したがって、在籍出向者や派遣職員については、直接的な雇用関係にあるとはいえません。

恒常的な雇用関係とは・・・

一定の期間にわたり当該所属業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、主任技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、受注者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、受注者が組織として有する技術力を技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要です。

②雇用確認の書類

現場代理人及び主任技術者等が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

ア 健康保険被保険者証又は国民健康保険証（市区町村発行の国民健康保険被保険者証は除く）

イ 住民税特別徴収税額通知書

ウ 監理技術者資格者証

エ 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書

法的な義務がなく、上記の書類が提出できない場合は、財務部契約課にご相談ください。なお、法的義務が有るにもかかわらず履行しないために提出できない場合は、認められません。

ア 健康保険被保険者証の例

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

課税市町村名

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

特別徴収税額	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額
6月分		120円		
7月分		110円		
8月分		95円		
9月分		80円		
10月分		65円		
11月分		50円		
12月分		35円		
額		650円		

（備考）

指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付月	納付額	（備考）
					6月分	120円	
					7月分	110円	
					8月分	95円	
					9月分	80円	
					10月分	65円	
					11月分	50円	
					12月分	35円	
					変更月	月	

備考

- 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
- 受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。また、市町村コードは、「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード（昭和45年行政管理庁告示第44号）」の該当コードを記載すること。
- 市町村は、変更となった理由を備考欄に記載すること。

イ 住民税特別徴収税額通知書の例

氏名	年 月 日生	本籍
性別	交付年月日	交付
写 真	交付番号	第 号
	監理技術者資格者証	
年 月 日		まで有効
国土交通大臣 指定資格者副交付機代表者		印
所属機関名	交付番号	
百十号 資格		
建設業の職種	十部 大工と石塀 車寄タ 舗装舗し地敷方 穿防内機掃 通塵井 土木洋 運搬	
有・無		

監理技 術者 資格 履歴	交付番号：第 号 交付年月日： 年 月 日
	氏名： 生年月日： 年 月 日
	所属： 所属記載欄名：
資 格 者 証 備 考

ウ 監理技術者資格者証の例

様式第7号 雇用保険被保険者証	
公共職業安定所長	
雇用保険被保険者資格取得確認等通知書(被保険者通知用) 雇用保険被保険者区分変更確認通知書(被保険者通知用)	
被保険者 番号	交付年月日 平成 年 月 日
氏 名	生年月日(元号-年月日) 元号 (昭和 2大正 3昭和)
事業所名称	取得時(変更後) 被保険者種別(区分) 1 又は 2 一般労働者 3 又は 4 高年齢労働者 5 又は 6 専従労働者 (実労働)
事業所名称	転勤の年月日 平成 年 月 日

エ 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書の例

6 技術者等の変更

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第2、6条関係＞

(1) 現場代理人の変更

施工途中に現場の運営や取締の責任者である現場代理人を変更することは、適正な施工の確保の観点から好ましくありません。ただし、契約の履行に支障がないと認められる場合は、工期途中での変更を認めます。

変更にあたっては、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、承諾を受けてください。承諾後、速やかに現場代理人及び主任技術者等変更通知書（第2号様式）を2部、財務部契約課へ提出してください。

(2) 主任技術者等の変更

監理技術者制度運用マニュアルの趣旨に基づき、主任技術者等の変更は、原則として認めません。

(3) 受注者からの協議により、例外的に主任技術者等の変更を認める基準

① 工事現場の専任を要する工事の場合

3,500万円（建築一式は7,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからキのいずれかに該当し、かつ、「③技術者の変更が認められる場合の共通条件」の条件を満たす必要があります。変更する場合は、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、承諾を受けてください。承諾後、速やかに現場代理人及び主任技術者等変更通知書（第2号様式）を2部、財務部契約課へ提出してください。

ア 死亡	受注者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。 (該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めません。)
イ 病気等	受注者から「該当技術者本人が病気のため、主任技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。 この際、受注者に該当者の病状が確認できる診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に専任して主任技術者等の職務が遂行できないと判断される場合に限ります。
ウ 退職	受注者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。 (該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。)
エ 転勤	受注者から「該当技術者本人が転勤した」旨の通知があった場合。 (該当者の転勤が確認できる書類の提出を求めます。)
オ 発注者の責による工期延期 (※1)	大幅な工期延期の場合。(大幅な工期延期とは、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を越えるときは、6月)を越える場合」を目安とします。)
カ 現場条件による工期延期 (※2)	同 上
キ 長期間工事	工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において主任技術者等として従事した場合。

※1 発注者の責による工期延期とは、例えば、用地調整、占用物件調整等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいいます。

※2 現場条件による工期延期とは、例えば、地質条件、工法変更等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいいます。

②工事現場の専任を要しない工事の場合

3,500万円(建築一式工事7,000万円)未満の工事については、下記③のすべての条件を満たす必要があります。変更する場合は、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、承諾を受けてください。承諾後、速やかに現場代理人及び主任技術者等変更通知書(第2号様式)を2部、財務部契約課へ提出してください。

ただし、当該工事が、増額により専任を要する工事となった場合は、「①工事現場の専任を要する工事の場合」と同様の取り扱いとします。

③技術者の変更が認められる場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等(公募条件等に適合している等)以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置※3による工事の継続性、品質が確保されること。

※3 重複配置期間の基準

ア トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上：1か月

イ ア以外で工事の残工期が6か月以上：1週間

ウ ア、イ以外：1日

Ⅱ 工事系リース契約に関する技術者等

1 工事系リース契約とは

本マニュアルでは、あらかじめ期間を定めて物件を賃貸借する契約を市が発注するもののうち、仮設校舎などの工作物、仮設空調機や仮設受変電設備などを対象とします。建設業法における建設工事を伴う契約が該当します。

2 配置すべき技術者等

工事系リース契約においても、建設工事に伴う部分は、本マニュアルでの工事と同様に技術者等を配置しなければなりません。

(1) 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第2条関係＞

現場代理人の取り扱いは、工事と同様とします。ただし、約款に基づく設置に伴う現場代理人及び主任技術者等通知書における現場代理人を撤去時に変更することは、差し支えありません。この場合、変更に関する協議は不要です。

なお、設置及び撤去それぞれで施工準備から完了検査の期間中に現場代理人を変更することは、工事と同様、適正な施工の確保の観点から好ましくありません。ただし、契約の履行に支障がないと認められる場合は、期間途中での変更を認めます。変更にあたっては、工事と同様の取り扱いとします。

(2) 主任技術者等（建設業法第26条）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第4条関係＞

主任技術者等の取り扱いは、工事と同様とします。ただし、約款に基づく設置に伴う現場代理人及び主任技術者等通知書における主任技術者等を撤去時に変更することは、差し支えありません。この場合、変更に関する協議は不要です。

なお、設置及び撤去それぞれで施工準備から完了検査の期間中に主任技術者等を変更することは、工事と同様、原則として認めません。

(3) 技術者等の変更の特例

契約日から施工準備（設置）までに相当期間※がある場合は、契約締結時に通知のあった現場代理人・主任技術者等の変更を認めます。変更にあたっては、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、承諾を受けてください。承諾後、速やかに現場代理人及び主任技術者等変更通知書（第2号様式）を2部、財務部契約課へ提出してください。


※相当期間とは、契約条件等により契約日から施工準備（設置）までに事務手続き等で概ね3か月を超える期間が必要と認められる場合とし、受注者の都合で施工準備（設置）開始が遅れた場合を除きます。

3 技術者等の配置期間

現場代理人及び主任技術者等の配置期間は、①契約日から④完了検査（設置）日まで、及び、⑥施工準備（撤去）から⑧完了検査（撤去）日までとし、完了検査（撤去）日の

翌日から配置を解くこととします。ただし、完了（設置・撤去）検査に合格しない場合は、約款により、それぞれの再検査日までとします。

① 契約	② 施工準備 (設置)	③ 現場作業 (設置)	④ 完了検査 (設置)	⑤ 使用期間	⑥ 施工準備 (撤去)	⑦ 現場作業 (撤去)	⑧ 完了検査 (撤去)
現場代理人・主任技術者等を配置する期間				現場代理人・主任技術者等の配置を要しない期間	現場代理人・主任技術者等を配置する期間		

 現場代理人の現場での常駐を要しない期間又は専任の主任技術者等の専任を要しない期間（ただし、この期間であっても他の工事の現場代理人や専任の主任技術者等として配置できません。）

Ⅲ 建設業法で必要とする技術者等

1 経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号、第15条第1号）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第7条関係＞

建設業の許可要件の一つで、許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす者を経營業務の管理責任者として置かなければなりません。

(1) 経營業務の管理責任者の要件

個人事業主又は法人の役員（監査役や合資会社の有限責任社員は含みません。）が、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ア 許可を受けようとする業種の建設工事を行っている会社の常勤の役員経験又は個人事業主としての経験が5年以上ある。
- イ 許可を受けようとする業種以外の建設工事を行っている会社の常勤の役員経験又は個人事業主としての経験が7年以上ある。
- ウ 許可を受けようとする業種に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、次のいずれかの経験を有する。
 - ・経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
 - ・7年以上経營業務を補佐した経験

(2) 経營業務の管理責任者の兼任

建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請負契約の締結等、本来の経營業務管理責任者の業務に支障のない場合は、現場代理人、専任を要しない主任技術者等及び専任を要する主任技術者等と兼任することができます。

2 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第8条関係＞

建設業の許可要件の一つで、許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす者を営業所の専任技術者として置かなければなりません。

(1) 営業所の専任技術者となるための要件

次のとおり、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

建設業の種別	必要な資格
一般建設業の営業所の専任技術者	国家資格者、実務経験者（年数規定有）
特定建設業（指定建設業）の営業所の専任技術者	一級国家資格者、大臣特別認定者
特定建設業（指定業種以外）の営業所の専任技術者	一級国家資格者、指導監督的実務経験者（年数規定有）

(2) 営業所の専任技術者の専任義務

営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、現場代理人又は工事現場に専任を要する主任技術者等を兼ねることができません。

(3) 営業所の専任技術者の兼任の特例

営業所の専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者等を兼ねることができます。(平成15年4月21日付、国総建第18号 営業所における専任の技術者の取扱いについて)

また、同様に現場代理人も兼ねることができます。

ア 当該営業所で契約締結した建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接※し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※近接とは、工事現場と営業所がともに立川市域内にある場合、全て近接した工事とみなします。

(4) その他の兼任

2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

営業所の専任技術者が建設業の許可基準の1つである経營業務の管理責任者の要件を満たしていれば、これを兼ねることもできます。

Ⅲ 資料編（資料は令和3年4月1日付のものです。最新の情報は国土交通省のHP等で確認してください）

資料1 技術者等の兼任早見表

技術者等		現場代理人	専任を要しない主任技術者等	専任を要する主任技術者等
当該工事	現場代理人		○	△※1
	専任を要しない主任技術者等	○		
	専任を要する主任技術者等	△※1		
他の工事	現場代理人	△※1	△※1	△※1
	専任を要しない主任技術者等	△※1	○	△※2
	専任を要する主任技術者等	△※1	△※2	△※2
経營業務の管理責任者		○	○	○
営業所の専任技術者		△※3	△※3	×

凡例 ○：兼任可
△：条件付きで兼任可
×：兼任不可

※1 現場代理人の兼任 → P. 2、4 参照

※2 専任を要する主任技術者等の兼任 → P. 7 参照

※3 営業所の専任技術者の兼任 → P. 16参照

資料2 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園)			指定建設業以外 (左以外の22業種)		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業所に必要な技術者の資格要件		<ul style="list-style-type: none"> ・一級国家資格者 ・大臣特別認定者 		<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格者 ・実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・一級国家資格者 ・指導監督的な実務経験者 		<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格者 ・実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	4,000万円以上※1	4,000万円未満※1	4,000万円以上は契約できない※1	4,000万円以上※1	4,000万円未満※1	4,000万円以上は契約できない※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者等※2	主任技術者		監理技術者等※2	主任技術者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、契約金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる工事					
	監理技術者資格者証及び講習修了の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要※3	必要なし		国、公共団体等発注の場合は必要※3	必要なし	

※1 建築一式工事の場合は6,000万円以上

発注者から直接工事を請負い、かつ、4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)を下請負契約する場合、特定建設業許可が必要です。したがって、下請負業者には特定建設業許可を求めません。

※2 特例監理技術者を配置する場合は監理技術者補佐を配置しなければなりません。

※3 監理技術者補佐は除きます。

資料3 主任技術者等の要件

主任技術者	建設業法 第7条2号		イ 下記の実務経験を有する者※1 ①高等学校の指定学科卒業後 5年以上 ②高等専門学校指定学科卒業後 3年以上 ③大学の指定学科卒業後 3年以上
			ロ 上記①～③以外の学歴の場合 10年以上
			ハ 国家資格者又は大臣特認
監理技術者・特例監理技術者	建設業法 第15条2号	指定建設業	イ 一級国家資格者 ハ イと同等以上の能力を有すると認められる者 (国土交通大臣特別認定者)
		指定建設業 以外	イ 一級国家資格者 ロ 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その契約代金の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者 ハ イ、ロと同等以上の能力を有すると認められる者 (国土交通大臣特別認定者)
	建設業法 第26条第3項ただし書		<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者の資格を有する者 ・主任技術者の資格を有する者（建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者

※1 学校教育法における短期大学は大学に含まれます。専門学校はいずれにも該当しません。

※2 経験年数の算出については、提出された経歴書の内、実務経験と認められる期間を月数換算によって求めます。

(例) ○○工事 主任技術者 平成×1年4月から平成×2年1月まで
→従事期間を「10月分」と計算します。

※実務経験の確認で、監理技術者資格を実務経験で取得した場合は、監理技術者資格者証の確認をもって当該実務経験の要件を満たしていると認めます。

※国家資格の確認で、監理技術者資格を国家資格で取得した場合は、監理技術者資格者証の確認をもって当該国家資格の要件を満たしていると認めます。

資料4 技術者の資格（指定学科）（建設業法施行規則第1条）

建設業の種類	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

資料5 主任技術者等となりうる複数業種に係る実務経験

(建設業法施行規則第7条の3)

建設業の種類	実務経験
大工工事業	1 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 2 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者の解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 2 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 2 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者

資料6 主任技術者等となりうる国家資格等一覧

- ◎：監理技術者又は特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等
(建設業法第15条2号イ及び同7条2号ハを兼ねる)
- ：主任技術者又は一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等
(建設業法第7条2号ハ)

資格区分	建設業の業種																													
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解※1	
一級建設機械施工技士	◎												◎																	
二級建設機械施工技士(第1種～第6種)	◎				◎								◎																	
一級土木施工管理技士	◎				◎◎						◎	◎◎				◎										◎			◎※2	
二級土木施工管理技士(土木)	◎				◎◎						◎	◎◎														◎			◎※2	
二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)																	◎													
二級土木施工管理技士(薬液注入)					◎																									
一級建築施工管理技士		◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎				◎◎◎	◎◎◎				◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎				◎					◎※2
二級建築施工管理技士(建築)		◎																											◎※2	
二級建築施工管理技士(躯体)			◎								◎◎◎																		◎※2	
二級建築施工管理技士(仕上げ)			◎◎	◎◎	◎◎	◎◎					◎◎◎				◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎				◎					
一級電気工事施工管理技士								◎																						
二級電気工事施工管理技士								◎																						
一級管工事施工管理技士									◎																					
二級管工事施工管理技士									◎																					
一級電気通信工事施工管理技士																							◎							
二級電気通信工事施工管理技士																							◎							
一級造園施工管理技士																								◎						
二級造園施工管理技士																								◎						
一級建築士		◎◎	◎			◎				◎◎										◎										
二級建築士		◎◎	◎			◎				◎										◎										
木造建築士			◎																											
建設・総合技術管理(建設)	◎				◎			◎					◎◎										◎							◎※2
建設「鋼構造及びびコンクリート」・総合技術管理(建設「鋼構造及びびコンクリート」)	◎				◎			◎			◎	◎◎											◎							◎※2
農業「農業土木」、「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業土木」、「農業農村工学」)	◎				◎																									
電気電子・総合技術監理(電気電子)								◎															◎							
機械・総合技術監理(機械)																							◎							
機械「流体力学」、「流体機器」、「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理(機械「流体力学」、「流体機器」、「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」)										◎													◎							
上下水道・総合技術監理(上下水道)									◎																					
上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)									◎																◎		◎			
水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎				◎								◎																	
森林「林業」、「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業」、「林業・林産」)																								◎						
森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎				◎																			◎						
衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									◎																					
衛生工学「水質監理」・総合技術監理(衛生工学「水質監理」)									◎																		◎			
衛生工学「廃棄物監理」、「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物監理」、「廃棄物・資源循環」)									◎																		◎	◎		
第一種電気工事士									◎																					
第二種電気工事士【3年】									◎																					
電気主任技術者(第1種～第3種)【5年】									◎																					
電気通信主任技術者【5年】																								◎						
給水装置工事主任技術者【1年】									◎																					
甲種消防設備士																														◎
乙種消防設備士																														◎

資格区分	建設業の業種														※1															
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し		板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
建築大工				○																										
型枠施工				○	○																									
左官				○																										
とび・とび工・コンクリート圧送施工					○																									○※3
コンクリート圧送施工					○																									
ウェルポイント施工					○																									
冷凍空調和機器施工・空調和設備配管										○																				
給排水衛生設備配管										○																				
配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工										○																				
建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)						○		○							○															
タイル張り・タイル張り工										○																				
築炉・築炉工・れんが積み										○																				
ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○				○																				
石工・石材施工・石積み						○																								
鉄工(選択科目「製罐作業」又は「構造物鉄工作业」)・製罐											○																			
鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)												○																		
工場板金																○														
板金(選択科目「建設板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)						○									○															
板金・板金工・打出し板金																○														
かわらぶき・スレート施工						○																								
ガラス施工																	○													
塗装・木工塗装・木工塗装工																		○												
建築塗装・建築塗装工																		○												
金属塗装・金属塗装工																		○												
噴霧塗装																		○												
路面標示施工																		○												
畳製作・畳工																			○											
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○											
熱絶縁施工																					○									
建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																										○				
造園																								○						
防水施工																			○											
さく井																									○					
地すべり防止工事(注3)【1年】					○																				○					
基礎ぐい工事(注4)					○																									
建築設備士(注5)【1年】								○	○																					
計装(注6)【1年】								○	○																					
解体工事(注7)																														○
登録電気工事基幹技能者										○												○								
登録橋梁基幹技能者					○						○																			
登録造園基幹技能者																								○						
登録コンクリート圧送基幹技能者					○																									
登録防水基幹技能者																			○											
登録トンネル基幹技能者					○																									
登録建設塗装基幹技能者																			○											
登録左官基幹技能者					○																									
登録機械土工基幹技能者					○																									
登録海上起重基幹技能者															○															
登録PC基幹技能者						○					○																			
登録鉄筋基幹技能者												○																		
登録圧接基幹技能者													○																	
登録型枠基幹技能者					○																									
登録配管基幹技能者											○																			
登録處・土工基幹技能者						○																								
登録切断穿孔基幹技能者						○																								
登録内装仕上工事基幹技能者																				○										
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										○				

資格区分	建設業の業種																													
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解※1	
登録エクステリア基幹技能者						○	○					○																		
登録建築板金基幹技能者								○								○														
登録外壁仕上基幹技能者																		○	○											
登録グROUT基幹技能者																														
登録保温保冷基幹技能者																														
登録グラウト基幹技能者																														
登録冷凍空調基幹技能者																														
登録運動施設基幹技能者																														
登録基礎工基幹技能者																														
登録タイル張り基幹技能者																														
登録標識・路面標示基幹技能者																														
登録消火設備基幹技能者																														
登録建築大工基幹技能者																														
登録硝子工事基幹技能者																														

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

(注1) 解体工事業の欄に記載の注記(※印)については以下のとおり。

※1:経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業の技術者に該当する場合は、平成33年3月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。

※2:技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

上記いずれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなります(2級建築施工管理技士(建築)については、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はありません)。

[登録解体工事講習とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。]

※3:2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関しての所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は経過措置該当となり、※1と同様の取扱いとなります。

(注2) 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

(注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

(注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。

(注5) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

(注6) 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。

(注7) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

(注8) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

(土、建、電、管、鋼、ほ、園) は、指定建設業

資料7 様式集
第1号様式

係	係長	文書主任	課長	部長
決裁				

現場代理人及び主任技術者等通知書				
年 月 日				
立川市長				
殿				
住所（所在地） 受注者氏名（名称） （代表者）				
印				
現場代理人及び主任技術者等を下記のとおり定めたので別紙経歴書等を添えて通知します。				
契約番号	第	号		
工事件名				
工事場所				
契約金額	¥	（うち取引に係る消費税及び地方消費税 ¥ ）		
契約年月日	年	月	日	履行期限
				年 月 日
技術者等	専任	氏名	建設業法上の該当資格に○をつける。	備考
現場代理人				現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼任できる。
主任技術者	有・無		建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ	
監理技術者	有・無		建設業法第15条第2号のイ、ロ、ハ	
監理技術者補佐			建設業法第15条第2号のイ、ロ、ハ	
専門技術者（ ）			建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ	（ ）内は専門技術者を置いて施工する工事の建設業法上の区分を記入する。
受注者(JVの場合幹事会社)の許可区分等	土木一式・建築一式・電気・管・鋼構造物・舗装・機械器具設置・造園・水道施設・その他（ ） 大臣 ・ 知事 特定 ・ 一般 第 号			

監理業務受託者	担当者名
---------	------

注 受注者（JVの場合幹事会社）の許可区分等の欄は、監理技術者を設置した場合のみ記入すること。

係	係長	文書主任	課長	部長
決裁				

現場代理人及び主任技術者等変更通知書			
年 月 日			
立川市長			
殿			
住所（所在地） 受注者氏名（名称） （代表者）			
印			
<p>（現場代理人・主任技術者・監理技術者等）を 年 月 日付で、 下記のとおり変更しますので別紙経歴書を添えて通知します。 ※該当に☑をつけること。</p>			
契約番号	第 号		
工事件名			
(変更前) 氏名		(変更後) 氏名	
(変更後 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 特例監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐			
専任	有・無	建設業法上の 該当資格	建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ 建設業法第15条第2号のイ、ロ、ハ
変更理由			

- ※事前に契約課と協議すること。
- ※変更後の技術者等の経歴書を添付すること。
- ※建設業法第7条第2号のハ又は建設業法第15条第2号のイに該当する場合は、資格者証の写しを添付すること。
- ※監理技術者等については、監理技術者資格者証及び講習修了証の写しを添付すること
- ※変更後の技術者等は、当該変更を行う日の3か月以上前から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限られる

配置技術者等の兼任承諾申請書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）
受注者氏名（名称）
（代表者）

印

下記の工事について、建設工事における技術者等配置基準第3条又は第5条に基づき、配置技術者等を他の工事の技術者等と兼任させたいので、承諾願います。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

	既受注工事（契約番号_____号）	新規工事
件名		
場所		
工期		
契約金額		
現場代理人		
主任・監理技術者等		
兼任理由		

（受注者） 殿

立川市長

印

○年○月○日付けで申請のありました配置技術者等の兼任について、承諾します。

係	係長	文書主任	課長	部長
決裁				

専門技術者（変更）通知書			
		年 月 日	
立川市長			
殿			
住所（所在地）			
受注者氏名（名称）			
（代表者）			
印			
専門技術者を下記のとおり定めたので別紙経歴書等を添えて通知します。			
契約番号	第 号		
工 事 件 名			
契約年月日	年 月 日	履行期限	年 月 日
技 術 者 等	氏 名	建設業法上の該当資格に○をつける。	
専門技術者		建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ	
工 種			

専門技術者を下記のとおり変更しますので別紙経歴書等を添えて通知します。			
変更年月日	年 月 日		
技 術 者 等	氏 名	建設業法上の該当資格に○をつける。	
専門技術者		建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ	
変 更 理 由			

第5号様式

経 歴 書 ()

現住所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

学 歴

年 月

入 社 年 月

年 月

入社

職 歴

年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月

資 格

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

連絡員選定届出書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）

受注者 氏名（名称）

（代表者）

印

下記の工事又は修繕について、立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第4条により、連絡員を選定しましたので届け出ます。

		既受注工事等 (契約番号_____号)	新規工事等 (契約番号_____号)
件名			
場所			
工期			
契約金額			
現場代理人			
連絡員	氏名		
	所属会社 名称		
	連絡先 (電話番号)		

※連絡員を下請負人から選定するときは、受注者との契約が確認できる書類を添付すること。

現場代理人の兼任承諾申請書

年 月 日

立川市長 殿

住所 (所在地)
受注者 氏名 (名称)
(代表者) 印

下記の工事又は修繕について、立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第6条により、現場代理人を他の工事等の現場代理人と兼任させたいので、承諾願います。
なお、両工事等の履行にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

	既受注工事等（契約番号_____号）	新規工事等
件名		
場所		
工期		
契約金額		
現場代理人		
主任・監理技術者		
兼任理由		

(受注者) 殿

立川市長 印

○年○月○日付けで申請のありました現場代理人の兼任について、承諾します。

Q&A集

【 現場代理人について 】

Q1 現場代理人は、他の工事の現場代理人、主任技術者等と兼任できますか。

A1 兼任できません。

立川市工事請負約款第10条第2項「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し」となっており、工事現場への常駐義務がありますので、他工事の現場代理人、主任技術者等と（専任の有無を問わず）兼任できません。ただし、立川市が発注する工事で一定の条件を満たす場合は、他の工事の現場代理人、主任技術者等と兼任を認めます。

詳しくは、P. 2、4を参照してください。

Q2 複数の工事の現場が同じ敷地内であれば、同一現場となり、現場代理人が兼任できますか。

A2 同一現場とみなしません。

現場代理人の工事現場への常駐は、工事案件ごとに常駐を必要とします。よって、同じ敷地内であっても、現場代理人を兼任することはできません。ただし、立川市が発注する工事で一定の条件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認めます。

詳しくは、P. 2、4を参照してください。

Q3 現場代理人の配置期間はいつからいつまでですか。

A3 契約日から、完了検査日までとし、完了検査日の翌日から配置を解くこととします。

ただし、完了検査に合格しない場合は、工事請負約款第30条の7による再検査日までとします。

Q4 現場代理人には、資格や雇用の条件がありますか。

A4 現場代理人には、必要な資格はありませんが、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。（恒常的とは、入札の基準となる日以前に3か月以上の雇用関係があることをいいます。）

詳しくは、P. 9を参照してください。

Q5 現場代理人と受注者の雇用関係は、どのような書類で確認しますか。

A5 直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証などの書類の写し）で確認します。

詳しくは、P. 9を参照してください。

Q6 現場代理人の雇用関係はいつ時点で必要ですか。

A6 入札の基準となる日時点で条件を満たしていることが必要です。

ここで、「入札の基準となる日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札 ⇒ 告示日

指名競争入札 ⇒ 入札の執行日

随意契約 ⇒ 見積書の提出日

ただし、現場代理人を変更する場合、新たな現場代理人は変更日以前に3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があることが必要となります。

Q7 現場代理人は、途中で変更できますか。

A7 現場代理人の途中変更は可能ですが、現場の混乱を避けるため、極力変更は避けてください。

【 主任技術者等について 】

Q8 主任技術者等の専任とはどのようなものですか。

A8 公共性のある工作物に関する契約金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に配置される主任技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければなりません。「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事に係る職務にのみ従事していることを意味しています。したがって、専任の主任技術者等は、特別な場合を除き、他の工事の現場代理人及び主任技術者等と兼任することはできません。

Q9 専任の主任技術者等の配置期間はいつからいつまでですか。

A9 契約日から、完了検査日までとし、完了検査日の翌日から配置を解くこととします。ただし、完了検査に合格しない場合は、工事請負約款第30条の7による再検査日までとします。

Q10 主任技術者等には、資格や雇用の条件がありますか。

A10 主任技術者等は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ、監理技術者は、建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当することが必要です。また、主任技術者等は受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。（恒常的とは、入札の基準となる日以前に3か月以上の雇用関係があることをいいます。）

詳しくは、P. 9を参照してください。

Q11 主任技術者等と受注者の雇用関係は、どのような書類で確認しますか。

A11 直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証などの書類の写し）で確認します。

詳しくは、P. 9を参照してください。

Q12 主任技術者等の条件（資格、雇用関係）はいつ時点で必要ですか。

A12 入札の基準となる日時点で条件を満たしていることが必要です。

ここで、「入札の基準となる日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札 ⇒ 告示日

指名競争入札 ⇒ 入札の執行日

随意契約 ⇒ 見積書の提出日

ただし、主任技術者等を変更する場合、新たな主任技術者等は変更日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要となります。

Q13 主任技術者等は、契約後に変更できますか。

A13 原則として変更を認めません。

監理技術者制度運用マニュアルの趣旨に基づき、主任技術者等の変更は原則として認めません。ただし、マニュアルP. 12にある「受注者からの協議により、例外的に主任技術者等の変更を認める基準」に該当する場合は、変更を認めます。

【 経營業務管理責任者・営業所の専任技術者 】

Q14 経營業務管理責任者は、現場代理人又は主任技術者等になれるか。

A14 経營業務管理責任者の業務に支障のない場合は、なることができます。

Q15 営業所の専任技術者は、主任技術者等を兼任できますか。

A15 工事現場に専任を要する主任技術者等とは兼任できません。

営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者等と兼任できません。ただし、一定の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者等を兼ねることができます。

詳しくは、P. 16を参照してください。

【 共通・その他 】

Q16 条件付き一般競争入札において、希望申請時に登録した技術者等を事後審査のときに変更できますか。

A16 原則、変更を認めます。

ただし、総合評価方式による一般競争入札等において、入札説明書等で変更できない規定がある場合は変更できません。

Q17 事後審査のときに提出した主任技術者等を契約日までに変更できますか。

A17 原則、変更を認めません。

ただし、議会の議決を要する契約で、事後審査から契約締結日まで相当の期間が空くなど、止むに得ない事情がある場合は認めることがあります。また、総合評価方式による一般競争入札等において、入札説明書等で変更できない規定がある場合は変更できません。

Q18 現場代理人又は専任の主任技術者等が冠婚葬祭等で現場を離れる場合は、どうすれば良いですか。

A18 適正な施工を確保した上で、同等以上の現場代理人又は専任の主任技術者等の代理をたてること、かつ、常時連絡が可能な体制をとれることなどの措置を講じ、工事担当課と協議を行い、承諾を受けた場合に限り認めます。

Q19 次のような契約は下請負契約となりますか。

- ① 現場のガードマン等
- ② オペレーター付のリース契約
- ③ ダンプトラックによる残土搬出
- ④ 資材・機材のみのリース
- ⑤ 機器の購入費

A19 ① ガードマン等の派遣については、建設工事の下請負契約には当たりません。

② オペレーター付で契約する場合、オペレーターが行う行為は建設工事の完成を目的とした行為とみなされ、基本的には下請負契約に当たります。また、リース会社から派遣されるオペレーターを建設業務に就かせることは、「労働者派遣法（昭和60年7月5日法律88号）」第4条に違反するおそれがあります。

③ 土砂の搬出のみの場合は、建設工事の下請負契約には当たりません。ただし、積み込み作業（土砂の掘削を含む）等建設業法の請負工事に該当するものを含む場合には、下請負契約となります。

④ 資材・機材のみのリースで、オペレーターには自社の技術者を配置する場合は、下請負契約に該当しません。

⑤ 機器の購入費だけであれば下請負契約に含みません。

ただし、機器の購入だけでなく、設置や据付け等の作業がある場合は、機器の購入を含め下請負契約に該当します。

Q20 大規模工事を受注した際に、主任技術者又は監理技術者等のどちらを配置するか判断はどのようにすればいいですか。

A20 工事受注前におおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、専門工事業者等への工事外注計画を立案し、下請負契約の予定額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となるかを的確に把握し、下請負契約の予定額が4,000万円以上であれば、当初から監理技術者等を配置することとなります。

また、下請負契約の予定額が4,000万円未満であれば、主任技術者を配置することとなりますが、監理技術者等を配置する工事に該当するかどうか流動的であるものについては、工事途中での技術者の変更が生じないよう、監理技術者等の資格を有する技術者

を当初から配置しておくことが必要です。

Q21 工事現場に通知した技術者を配置しなかった場合には、どのようなペナルティが課せられますか。

A21 現場代理人については、工事請負約款第11条第1項の規定に基づき措置請求を行うことがあります。また、主任技術者等については、工事請負約款第11条第1項及び第2項規定に基づき措置請求を行うことがあるだけでなく、建設業法違反のおそれもあり、監督官庁へ通知する場合があります。なお、虚偽等が明らかになった場合などは、工事成績評価へ反映を行い、入札参加停止措置や契約解除等措置を講じることがありますのでご注意ください。

【 現場代理人の兼任の試行について 】

Q22 契約変更により、契約額が減額となった場合、当初の契約金額ではなく、減額後の契約金額が立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準で規定する合計 3,500 万円未満の適用になりますか。

A22 同試行基準では、当初の契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の合計が 3,500万円未満であることを求めていますので、契約額が減額となり、合計が3,500万円未満となった場合は認められません。ただし、すでに兼任を認められている場合に、契約変更により、契約額が増額となり、合計3,500万円以上となった場合でも、引き続き兼任を認めます。（立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第9条）

Q22 立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準で規定する連絡員は、他の現場の非専任の主任技術者と兼ねることができますか。

A22 連絡員は、他の現場の非専任の主任技術者と兼ねることができます。ただし、連絡員には、現場代理人が現場に不在であるときに、現場での作業がない場合を除き、現場に滞在することを求めていますので、他の現場に滞在することができません。

立川市発注工事における
技術者等の配置マニュアル

発 行

令和3年4月

立川市 財 務 部 契 約 課
行政管理部品質管理課